

茨城県発注工事における社会保険等加入対策 (Q A)

- Q 1 今回の対策のポイントを教えてください。 1
- Q 2 違反した場合はどうなりますか。 1
- Q 3 社会保険等未加入建設業者とはどのような建設業者ですか。 1
- Q 4 どのような場合に社会保険等に参加する義務があるのですか。 2
- Q 5 発注者は下請負人の社会保険等加入状況をどのように
確認しますか。 3
- Q 6 受注者は下請負人の社会保険等加入状況をどのように
確認したらよいですか。 3
- Q 7 社会保険等未加入建設業者を一次下請負人にしてしまうと
直ちに契約違反になってしまうのですか。 3
- Q 8 特別の事情とはどのようなものですか。 3
- Q 9 発注者が定める期間とはどの程度の期間ですか。 4
- Q 10 社会保険等の加入手続きの窓口はどこですか。 4
- Q 11 保険に加入したことを確認できる書類とは何ですか。 5
- Q 12 二次以下の下請負人に社会保険等未加入建設業者が
いた場合はどうなりますか。 6

Q 1 今回の対策のポイントを教えてください。

A 1 茨城県が発注する建設工事のうち、平成 30 年 4 月以降に新たに契約するものについては、建設工事請負契約書の約款が改正され、受注者が社会保険等未加入建設業者を下請契約の直接の相手方（以下「一次下請負人」という。）とすることが原則禁止となります。

ただし、例外として、次のいずれかに該当する場合は禁止されません。

- （１）当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工ができない場合や災害の応急・復旧工事などで特別の事情があると発注者が認めた場合
- （２）発注者が指定した期間内に当該社会保険等未加入建設業者が未加入であった社会保険等に加入したことを確認できる書類の提出があった場合

Q 2 違反した場合はどうなりますか。

A 2 契約違反となり、受注者に対し、指名停止等の措置や工事成績の減点等が行われます。

また、受注者や当該社会保険等未加入建設業者に対し、行政指導が行われます。

Q 3 社会保険等未加入建設業者とはどのような建設業者ですか。

A 3 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の 3 保険）に法令上加入義務があるにもかかわらず、加入していない建設業者のことをいいます。

なお、もともと社会保険等に加入義務のない建設業者は、社会保険等未加入業者ではありません。

Q 4 どのような場合に社会保険等に参加する義務があるのですか。

A 4 以下の表で適用となる事業所に該当する場合、それぞれの保険に参加する義務があります。

社会保険等の種類	適用となる事業所 (加入義務あり)	適用除外となる事業所 (加入義務なし)
健康保険 及び 厚生年金保険	法人事業所または常時雇用される者※が5人以上の個人事業所(適用除外者しかしない事業所を除く)	常時雇用される者※が5人未満の個人事業所, 適用除外者しかいない事業所, または国民健康保険組合に加入している事業所 【適用除外者】 (1)個人事業主とその家族従業員 (2)臨時雇用者で次に該当する者 ① 日雇労働者(1か月以上雇用された場合を除く。) ② 2か月未満の期間労働者(2か月後も公用された場合を除く) (3)短時間労働者(労働時間及び労働日数が正社員の3/4未満) (4)健康保険は75歳以上, 厚生年金保険は70歳以上の者
雇用保険	労働者が雇用されている事業所(適用除外者しかいない事業所を除く)	適用除外者しかいない事業所 【適用除外者】 (1)法人代表者・役員・個人事業主とその同居の親族 (2)1週間の所定労働時間が20時間未満である者 (3)30日を超えて雇用される見込みがない者

※常時雇用される者には家族従業員を含めない。

Q 5 発注者は下請負人の社会保険等加入状況をどのように確認しますか。

A 5 受注者から提出される施工体制台帳や再下請負通知書の健康保険等の加入状況欄により確認します。

Q 6 受注者は下請負人の社会保険等加入状況をどのように確認したらよいですか。

A 6 下請契約に先立ち、下請負人選定の候補となる建設業者から、保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなどにより確認することが求められます。

Q 7 社会保険等未加入建設業者を一次下請負人にしてしまうと直ちに契約違反になってしまうのですか。

A 7 直ちに契約違反になるわけではありません。次のうちいずれかに該当すれば、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人にすることができます。

- (1) 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると発注者が認めたとき
- (2) 発注者の定める期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が未加入であった保険に加入したことを確認できる書類を受注者が提出したとき

Q 8 特別の事情とはどのようなものですか。

A 8 例えば、災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、そうした技術等を有する者を下請負人としなければ工事を完成することができない場合等が考えられます。

緊急時を除く一般的な工事は、基本的に特別の事情があるとは認められません。

Q 9 発注者が定める期間とはどの程度の期間ですか。

A 9 概ね30日程度を想定しています。社会保険等の加入手続きにもある程度の日数がかかりますので、早めに加入手続きを行う必要があります。

Q 10 社会保険等の加入手続きの窓口はどこですか。

A 10 健康保険及び厚生年金保険は年金事務所、雇用保険はハローワークです。具体的な手続きについては、管轄の窓口にお問い合わせください。

区分	年金事務所	電話番号	管轄市町村
健康保険・厚生年金保険	水戸南年金事務所	029-227-3278	水戸市（主に南部）、笠間市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
	水戸北年金事務所	029-231-2283	水戸市（主に北部）、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
	土浦年金事務所	029-825-1170	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
	下館年金事務所	0296-25-0829	筑西市、古河市、結城市、下妻市、坂東市、桜川市、常総市、八千代町、五霞町、境町
	日立年金事務所	0294-24-2194	日立市、高萩市、北茨城市

区分	ハローワーク	電話番号	管轄市町村
雇用 保 険	ハローワーク水戸	029-231-6221	水戸市, ひたちなか市, 那珂市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村
	ハローワーク笠間	0296-72-0252	笠間市
	ハローワーク日立	0294-21-6441	日立市
	ハローワーク筑西	0296-25-0829	筑西市, 結城市, 桜川市
	ハローワーク下妻	0296-43-3737	下妻市, 八千代町
	ハローワーク土浦	029-822-5124	土浦市, つくば市, かすみがうら市, 阿見町
	ハローワーク古河	0280-32-0461	古河市, 境町, 五霞町
	ハローワーク常総	0297-22-8609	常総市, 守谷市, 坂東市, つくばみらい市
	ハローワーク石岡	0299-26-8141	石岡市, 小美玉市
	ハローワーク常陸大宮	0295-52-3185	常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町
	ハローワーク龍ヶ崎	0297-60-2727	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 稲敷市, 利根町, 河内町, 美浦村
	ハローワーク高萩	0293-22-2549	高萩市, 北茨城市
	ハローワーク常陸鹿嶋	0299-83-2318	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市

Q 1 1 保険に加入したことを確認できる書類とは何ですか。

A 1 1 保険の種類に応じて、次のいずれかの書類を想定しています。

区分	書類の名称
健康保険 厚生年金保険	年金事務所から発行される次の <u>いずれか</u> の書類の写し ①「領収証書」 ②「社会保険料納入証明（申請書）」 ③「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」
雇用保険	ハローワークから発行される次の <u>いずれか</u> の書類の写し ①「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」 ②「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」

Q 1 2 二次以下の下請負人に社会保険等未加入建設業者がいた場合はどうなりますか。

A 1 2 契約違反にはなりません。受注者や当該社会保険等未加入建設業者に対し、行政指導が行われます。

問い合わせ先

茨城県土木部監理課

電話：029-301-4334